

久納会計FAXニュース

令和4年11月17日



Kunoh Accounting Office
久納公認会計士事務所

令和4年分の年末調整について

☆ 11月22日（火）臨時休業のお知らせ

11月22日（火）は社員旅行のため、休業させていただきます。祝日明けの11月24日（木）からは通常営業いたします。ご迷惑をおかけしますが、なにとぞご了承下さい。

今年も年末調整を行う時期になりました。今年の年末調整は昨年から大きな変更はありません。ただし、併せてお配りする令和5年分扶養控除等申告書につき変更箇所がございますので、ご注意ください。

年末調整を受ける際の注意事項を確認していきましょう。

☆ 年の中途より就職された方は、前職の令和4年分源泉徴収票の添付をお願いいたします。

【 扶養控除等申告書 】

1. 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の合計所得金額はそれぞれ48万円以下ですか。
2. 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか。
3. 以下のように、本年の途中でご本人及びご家族の状況に変更があった場合は、変更箇所の訂正をお願いいたします。

- ① 控除対象扶養親族であった家族の状況に変更（就職や結婚等）があった場合
- ② 本人が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生となった場合

- ③ 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった場合

【 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書 及び所得金額調整控除申告書 】

◇ 配偶者控除等申告書

本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて控除額は変わります。

1. 本年中の配偶者の合計所得金額が48万円以下（給与のみの場合は、収入金額が103万円以下）の場合

⇒ 配偶者控除〔控除額38万円〕

2. 本年中の配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下（給与のみの場合は、収入金額が103万円超え201万6千円以下）の場合

⇒ 配偶者特別控除〔控除額1万円～38万円〕

- ※ 毎年、配偶者の収入記載漏れが発生しています。所得の計算方法がご不明であれば、年間見積収入額のみ収入金額欄にご記入ください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 「控除額の計算」の表の「区分1」欄については、「基礎控除申告書」の「区分1」欄を参照してください。
○ 「基礎控除申告書」の「区分1」欄がA～Cに該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分2」欄がD～Eに該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

（フリガナ） 配偶者の氏名		配偶者の生年月日		配偶者の生年月日	
姓	名	年	月	日	西暦

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の把握の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円
(2) 雑所得等 の所得の合計額	円	円
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額	円	円

判定

<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳以上 《配偶者11歳以上》	(1)
<input type="checkbox"/> 48万円以下かつ年齢70歳未満	(2)
<input type="checkbox"/> 48万円超95万円以下	(3)
<input type="checkbox"/> 95万円超133万円以下	(4)

区分1 (上記1～4を記入)

◇ 所得金額調整控除申告書

本人の給与収入額が850万円を超え、かつ次の要件のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除(上限15万円)の適用があります。

【 要件 】

- ① 本人が特別障害者である場合
 - ② 23歳未満の扶養親族がいる場合
 - ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる場合
- ※ 共働き世帯において要件を満たす場合は、扶養控除と異なり、扶養親族が一人であっても夫婦双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

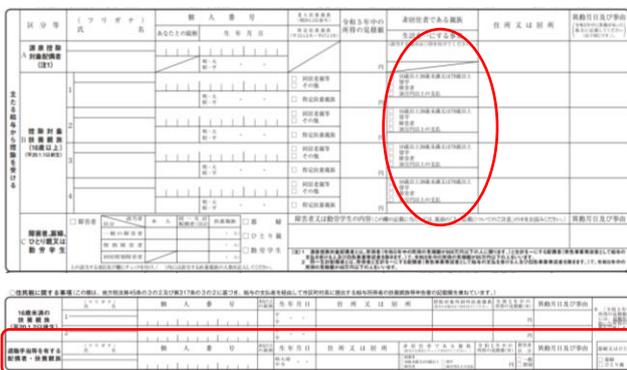
【 保険料控除等申告書 】

各種保険料は、所得者本人が支払ったものでしょうか。また、証明書類の添付漏れはございませんか。

所得控除の種類	証明書類
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
社会保険料控除	国民年金保険料の控除証明書 健康保険料等は証明書類の添付は不要です。
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金の払込証明書

※ iDeCo (イデコ) は小規模企業共済等掛金控除となります。証明書の添付を忘れないようにしてください。

☆ 令和5年分扶養控除等申告書の変更点



1. 令和5年1月以後における国外居住親族に係る扶養控除の見直しに伴い、申告書の様式は丸で囲った区分が修正されました。
2. 〔住民税に関する事項〕 住民税の計算の為、

退職手当等（源泉徴収されるものに限る）の支払いを受ける配偶者又は扶養親族を有する場合に記載する欄が増えました。

☆ 年末調整の電子化について

現在、久納会計では年末調整の電子化に取り組んでいます。当事務所からおすすめした、スマホやPCとの連携ソフトの「Edge Tracker年末調整申告※1」導入のお客様だけではなく、国税庁の年末調整ソフトで作成したデータにも対応いたします。

※1 株式会社ミロク情報サービスが提供する従業員向けのクラウドサービス

国税庁での年末調整システムを利用した場合、①従業員の方が保険会社等から控除証明書等のデータを取得、②そのデータを年末調整ソフトに取り込んで申請書類を作成、③申請書類データを久納会計又は社内の年末調整担当の方にメール等で送信、といった流れになります。

電子化のメリットとしては、

- ① 控除証明書等を電子ベースでいつでも取得出来、万が一、紙の証明書を紛失した場合でも保険会社等に再発行請求する必要はありません。
- ② 申告書類の電子化により、保管コストの削減となります。

保険会社等によっては必ずしもマイナポータルとの連携の必要はありませんが、従業員自らが主体となって申告書を入力作成することが必要です。また、PCやスマートフォンをお持ちでない場合は、そもそも電子書類の作成が出来ません。会社ごとで状況は異なりますが、まだまだハードルは高いように感じます。

年末調整に関し、疑問点や不明点がございましたら、お気軽に当事務所担当者までご質問ください。

以上